

捧し、及び馬一十五匹・硫黄五千斤を管送して京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有^②の今附搭する蘇木等の物は、煩^{ねが}為わくは免抽し価鈔を給賜するを上賜せんことを。遠人をして利便ならしむるに庶^{ちか}からん。

右、礼部に咨す

宣徳二年（一四二七）四月十七日

咨

注（一）魏古溼制 『明実録』宣徳二年十一月辛亥・十二月壬戌に入

貢の記載がある。他に宣徳五年十月癸酉・十一月乙巳、八年二月庚子・三月丁巳にも記事がある。

（二）所有^② 所有・所^② 所^②と同意で用いていると思われる。「用語解説」参照。

1-16-07

國王尚巴志より礼部あて、海船賜与への謝恩の進貢の事、附搭貨に対し永楽銭支給を請う事の咨（一四二八、一、一四）

琉球国中山王、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、謝恩の事。近ごろ長史鄭義才・使者実達魯等の呈に拠るに、洪熙^①年間に本国の差令を蒙り、欽差の内官柴山の公幹の来船に附搭し、表箋文を齎捧し、及び方物を管送して京に赴き謝恩す。鄭義才等、備呈して礼部に赴き、奏請して別に船隻を撥して往来し朝貢するを具告するに縁^より、海船一隻を欽賜せられて回国す。告して施行を乞う、とあり。此れを得て、前事を参照するに、理として合に今、長史鄭義才等を遣わし、共に洪字等号海船三隻に坐駕し、使者南者結制等と^と共に表文一通を齎捧し、及び馬四十五匹・硫黄八千斤を管送して京に赴き謝恩せしむべし。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所^②の附搭の蘇木等の貨は、是れ遠来の物に係わりて本国の所産に係わらず。如し給価を蒙らば、煩^{ねが}為わくは具奏して、永楽^③年間の事例に照らし、就ち京庫より永楽通宝銅錢を支給するを乞わんことを。回国して流使^④すれば、以て聖朝の恩恵施して外邦に及ぶを見ん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）正月十四日

謝恩等の事

咨

注（一）洪熙年間に：謝恩す（一六〇一）を参照。

（二）鄭義才等…具告 『明実録』宣徳元年（一四二六）四月丁丑

の条を参照。

- (3) 鄭義才 この入貢は『明実録』宣徳三年八月庚子の条、九月乙亥の条に記事がある。
- (4) 南者結制 この入貢は『明実録』宣徳三年十月癸卯、及び同年十一月辛酉の条に記事がある。このほか『明実録』によれば、南者結制の名は洪熙元年八月戊辰、己卯、宣徳七年六月甲午・乙巳の各条にみられる。
- (5) 永楽年間の事例 『明実録』永楽十一年(一四一三)四月己巳の条にみられる中山王思紹、山南王汪応祖に対する永楽銭の賜与をさす。
- (6) 京庫 京師にある庫、というほどの意味で、府庫など地方各地に置かれた倉庫に対照させて用いた表現。『明史食貨志訳註』倉庫、を参照。
- (7) 支給するを乞わんことを この結果、銅銭の欽賜があり(一六一三)参照)、のちに永楽及び宣徳三年の事例として言及されることになる(一一一九)ほか。
- (8) 流使 流通使用、の意か。

国王尚巴志より礼部あて、勅諭をうけ、とりあえず買い付け
た分の生漆・磨刀石を先ず進めるむねの咨

(一四二八、二、一一)

琉球国中山王尚巴志、開読の事の為にす。

宣徳二年(一四二七)六月初六日、欽差の内官柴山、勅諭を齎

捧して国に到るを蒙る。開読するに、皮弁冠服を頒賜し、並びに銅銭二百万文を齎し、生漆及び各色磨刀石を収買せしむ、とあり。これを欽む。欽遵して切に坐買の第六様磨刀石は本国にて採辦して自ら進むるに縁を除くの外、其の余の所産も曷ぞ敢えて違うる有らんや。随即(ただち)に合に的当の頭目を差わして人船を管領し銅銭を装載して、隣国の産有の地方に前去し収買せんとするも、彼に本国の争戦に遇いて客路通ぜず。若し完日を候たば、誠に应用到(お)悞るる有るを恐る。今、時価に依りて生漆二百七十斤、銭二二万九千四百文に該る・共に五様の磨刀石計三千八百五十五斤、銭五万三千三百文に該る、を買致し、先ず欽差の内官柴山の来船に付して装載し、京に赴き進取せしむ。其の余の銅銭一百七十一万七千三百文は、続いて後、再た買い至るの日に別に進用を行う。

右、礼部に咨す

宣徳三年(一四二八)二月十一日

咨

注*この時の奏文(一一二〇六)とほぼ同文である。注は同項を参照。

その他本文書に関連する文書に(一〇一〇七)(一〇一〇八)(一一二〇八)(一一六一四)がある。

(一) 勅諭 (一〇一〇七)。

(2) 其の余の所産 「其の余の」と「所産」の間に「各色磨刀石